

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において令和元年八月九日から同月二十二日までの間縦覧に供します。

令和元年八月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
杉本 義三	高市郡明日香村	高市郡高取町大字観覚寺五九四番ほか三筆	
堀園芸株式会社	五條市	桜井市大字白木元中白木一〇〇四番ほか二筆	
株式会社柳澤果樹園	五條市	五條市居傳町三六九番ほか二筆	
木村 満秀	北葛城郡広陵町	北葛城郡広陵町大字的場二九〇番一ほか一筆	

二 申請年月日

令和元年七月二十九日